

留 総 総 第 6 6 号
令和 4 年 6 月 3 日

留萌市監査委員 益 田 克 己 様
留萌市監査委員 村 上 均

留萌市長 中 西 俊 司

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について
令和 4 年 1 月 1 6 日付留監第 1 8 6 号で報告のあったこのことについて、定期監
査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第 1 9
9 条第 1 2 項の規定により通知します。

(総務部総務課総務係)

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

(1) 補助金等交付要綱について

① 要綱等の制定、見直しについて

要綱等の制定、見直しについて、留萌市補助金等交付規則に基づき、検討を行うとともに、事業の実態に則した内容となるよう整理し、適正な事務処理に努める。

② 補助金等の算定方法について

補助金等の算定方法について、要綱等を再度確認するなどし、適正な事務処理に努める。

③ 補助金等の対象範囲について

補助金等の対象範囲について、補助対象に該当する根拠を明確にするとともに、決定過程の透明性の確保を図り、適正な事務処理を行う。

④ 補助金等関連様式について

補助金等関連様式について要綱と様式の対応について整理したうえで、適正な事務処理に努める。また、同意を求める項目がある場合はその可否によりどのような影響があるか規定することを検討する。

(2) 提出書類について

① 申請書類及び添付書類

提出された書類の確認作業について改めてチェック体制を強化するとともに、申請書類等について補助事業者へ適切な指導を行い、適正な事務処理に努める。

② 提出時期・事業着手時期

留萌市補助金等交付規則に基づき、適切な事務処理に努めるとともに、事業の性質や緊急性から事前着手が必要となる補助事業については、各要綱等において、「事前着手が可能であること」、「その手続き」について整理を行う。また、その場合において、交付決定が行われるまで、補助金等の交付が確約されるものではないことを補助事業者へ通知する。

(3) 交付事務について

① 決定書及び通知書類について

未記載・誤記載・関連書類との不整合・押印漏れ等が発生しないよう確認を行い、留萌市事務決裁規程に基づき適切な事務処理に努める。

② 指令番号について

適切な文書番号を用いて処理する。

③ 概算払いについて

概算払いによる支払いが必要な場合は、その理由を明確にし、適切な事務手続きを経て行う。また、各要綱についてあらかじめ定めることを検討する。

④ その他

事業期間が年度を超える場合は、予算措置や会計処理などの事務処理を適切に行う。補助対象者の審査結果や事業実施者の選定過程について記録する等、適正な事務処理に努める。

要綱等において、市長が特に認める経費を補助対象とする場合は、対象となる事業について慎重に精査し、事業内容の確認までの事務処理を適正に行い、透明性の確保を図る。

（４）実績報告書について

実績報告書の提出日や記載内容・添付書類の不備などのチェックを適正に実施し、各書類の記載内容に相違がないよう適切な事務処理に努める。また、報告書類の審査についても、関連書類を整理する等により適切に実施する。

（５）支出事務について

事業完了前の交付について、留萌市補助金等交付規則及び各要綱等に定める手続きを適切に行う。また、請求書の不備等について確認を徹底するとともに補助事業者への指導に努める。

（６）その他

新たに生じた事業については制度の新設も含め、適正な処理について調整する。

補助事業については補助がなくても事業実施が可能かどうかを含め目的や実施内容、経理状況等を精査し、法令等の根拠や基本的な考え方などを整理した上で、適切な支援の方法やあり方について今後検討する。

留教教第 1 2 3 号

令和 4 年 4 月 2 7 日

留萌市監査委員 益 田 克 己 様

留萌市監査委員 村 上 均 様

留萌市教育委員会教育長 高 橋 一 浩

令和 3 年度定期監査の結果を参考として講じる措置について（通知）

令和 4 年 3 月 1 6 日付け、留監第 1 8 6 号にて報告のありました件につきまして、
地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置
を通知いたします。

（教育政策課企画総務係）

令和３年度定期監査の結果を参考として講じた措置

部課名：教育委員会教育政策課

1 中体連参加費補助金

- ・ 留萌市立中学校体育・文化活動参加費補助金交付要綱第３条に定める補助対象者について、学校長の代表に決定したことが分かる書面等（各学校長の合意等）を整理されたい。【監査の結果（２）①】

令和４年度から、補助申請の際に、「学校長の代表」に決定したことが分かる書面の添付を求め、適正に処理する。

- ・ 実績報告について、開催地がどこか、交通手段は何か、何泊したのか、などの情報も必要と思われる。【監査の結果（４）】

令和４年度から開催地や交通手段、宿泊日数等の報告を求め、適正に処理する。

- ・ 提出書類の欄に未記入が見受けられる。（収支予算書（Ａ）欄、収支決算書（Ａ）欄及び＊欄）【監査の結果（４）】

令和４年度から必要な項目を再度確認し、未記入がないよう適正に処理する。

2 遠距離通学費補助金

- ・ ４～６月分は事前着手とならざるを得ないため、当該期間分の交付申請前着手を認める規定を定めておくことが望ましい。【監査の結果（１）①】

令和４年度から交付要綱を実態と則したものへと見直しを行い、適正に処理する。

- ・ 補助金の額の確定について、決定書の中の“申請者”は、留萌市遠距離通学費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第６条の“交付決定者”である。【監査の結果（３）①】

令和４年度から上記要綱に基づき、適正に処理する。

〔口頭による指摘事項〕

- ・ 要綱第６条に定める“交付決定者”の表現について、“交付の決定をする者”と誤解が生じやすいので、適切な表現について検討されたい。

他自治体の多くの補助金等の規則や要綱において、同様の表現がなされていることから、今回の改正は見送るが、今後、適切な表現を調査していく。

1 共通事項

- ・ 指令書の指令番号について、留萌市事務処理規程第 16 条第 1 項により「留萌市指令〇〇 課名 第〇〇号」とすべきところ「留市教生指令第〇〇号」となっている。【監査の結果（３）②】

令和４年度から規程に則り、「留萌市指令生涯学習第〇〇号」としている。

2 芸術文化振興助成金

- ・ 留萌市芸術文化振興基金助成金交付要綱別表 1（第 3 条関係）の（１）イの説明で誤りがある。【監査の結果（１）①】

令和４年度に要綱を改正し、誤りについても修正した。

- ・ 補助金等決定通知書類について、間違った公印もしくは決定書の承認欄への間違った承認印を押印したものと思われる。押印時には使用する印を確認し押印されたい。【監査の結果（３）①】

押印時に使用する印の確認を徹底し、同様の誤りがないよう努めている。

- ・ 変更承認決定通知の指示・交付条件で「減減額」は「減額」の誤りである。【監査の結果（３）①】

決定通知等の内容確認を徹底し、同様の誤りがないよう努めている。

- ・ 助成金 額の確定の決定書について、公印欄が空欄であり、確定通知への押印が漏れていると思われる。【監査の結果（３）①】

決定通知等送付時に押印の有無の確認を徹底し、同様の誤りがないよう努めている。

3 地域文化芸術・スポーツ開催支援金

- ・ 指令書について、市長名の記載漏れが見受けられた。【監査の結果（６）】

指令書の内容確認を徹底し、同様の誤りがないよう努めている。

- ・ 留萌市地域文化芸術・スポーツ開催支援金交付要綱第 4 条に規定する支援対象経費について、「備品代」とあるが、「備品使用料」とと思われる。【監査の結果（１）①】

令和４年度に要綱を改正し、誤りについても修正した。

- ・ 交付決定について、申請日 12/4 、開催日 12/13 に対して、決定日は 12/14 となっている 。【監査の結果（２）②】

交付決定前の事業着手とならないよう申請時の確認を徹底し、同様の誤りがないよう努めている。

- ・ 実績報告書中、“ 7 対象経費（実績）” の内訳は誤りと思われる。

実績報告書等の内容確認を徹底し、同様の誤りがないよう努めている。

4 スポーツ振興助成金

- ・ 留萌市スポーツ振興基金助成金交付 要綱（以下「要綱」という。第 4 条第 1 項第 2 号のウからオの該当者は留萌市在住者を対象としているとのことですが、要綱からはそのように読み取れないので整理されたい。【監査の結果（１）①】

令和 4 年度に要綱を改正し、誤りについても修正した。

- ・ 助成対象者に代わって保護者や所属する学校長が交付を受けているものが見受けられるが、要綱に申請者に関する規定が設けられてないことから、整理する必要があるものと思われる。【監査の結果（１）①】

令和 4 年度に要綱を改正し、誤りについても修正した。

- ・ 要綱第 7 条及び第 8 条に余分なスペースがある。【監査の結果（１）①】

令和 4 年度に要綱を改正し、誤りについても修正した。

- ・ 添付書類のチラシについて、要綱 7 条 第 2 項第 2 号に定める「留萌市教育委員会の助成事業」の表示がないものが見受けられた。【監査の結果（４）】

実績報告書等の内容確認を徹底し、同様の誤りがないよう努めている。

- ・ 申請者（補助事業者）の団体名が未記載のものが見受けられた。
【監査の結果（２）①】

申請書等の内容確認を徹底し、同様の誤りがないよう努めている。

- ・ クロスカントリースキルアップ講習 について、実施日の前々日の申請 ・ 交付決定となっているが、講師との依頼交渉やチラシ等による周知期間を考慮すると、交付申請決定前に着手していると思われる。【監査の結果（２）②】

交付決定前の事業着手とならないよう申請時の確認を徹底し、同様の誤りがないよう努めている。

- ・ クロスカントリースキルアップ講習 について、着手日及び完了日はともに 3 月 21 日としているが、3 月 19 日には関係物品を購入しており、着手日は 3 月 19 日が妥当である。【監査の結果（2）②】

交付決定前の事業着手とならないよう申請時の確認を徹底し、同様の誤りがないよう努めている。

別紙

令和３年度定期監査の結果を参考として講じた措置

部課名：教育委員会子育て支援課

1 保育士等加配補助金

- ・ 事業計画書及び事業成果調書は、どの事業ともほぼ同じ文面であり、不自然である。【監査の結果（２）①】
→適切な表現となるように令和４年度から適正に処理する。
- ・ 留萌市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めているもの以外の書類を要求しているが、必要な書類であれば要綱に定めることが望ましい。【監査の結果（２）①】
→必要書類を精査し、要綱に定めた上で令和４年度から適正に処理する。
- ・ 指令書中、交付条件３に定める交付する会計年度が誤っている。【監査の結果（３）①】
→確認を厳密に行い、令和４年度から適正に処理する。
- ・ 変更等承認申請書について、添付書類の様式が間違っている。【収支予算書（様式３）→変更収支予算書（様式６）】【監査の結果（２）①】
→確認を厳密に行い、令和４年度から適正に処理する。
- ・ 年２回で支出しているが、規則第１４条第２項に定める補助事業等完了前に交付するための手続きがされていない。【監査の結果（３）③】
→確認を厳密に行い、令和４年度から適正に処理する。

別紙

令和３年度定期監査の結果を参考として講じた措置

部課名：教育委員会子育て支援課

1 母親クラブ活動費補助金

- ・ 交付申請書について、添付書類の構成員名簿で名前が確認できないものがある。《 潮静児童センター 》（名字のみ 記載）【監査の結果（２）①】
→令和４年度から適正に処理する。
- ・ 実績報告書について、「事業報告及び収支決算報告書」の添付がないものが一部見受けられた。《 潮静児童センター 》【監査の結果（４）】
→令和４年度から適正に処理する。
- ・ 提出書類について、留萌市補助金等交付規則（以下「規則」という。に定めているもの以外の書類を要求されているが、必要な書類であれば要綱に定めることが望ましい。【監査の結果（１）④】
→令和４年度から要綱に定め、適正に処理する。
- ・ 指令番号中「課」は不要である。【監査の結果（３）②】
→令和４年度から適正に処理する。
- ・ 事業完了前に補助金を交付しているが、規則第１４条第２項に定める交付は市長の特認が前提であって、決定書等による特認の決定手続きが必要と思われる。概算交付が必須であれば、あらかじめ交付要綱等に定めておくことを検討されたい。【監査の結果（３）③】
→令和４年度から要綱に定め、適正に処理する。
- ・ 交付決定の交付条件１の申請を取り下げる期限について、決定書では「１４日以内」、別記様式第４号は「９０日以内」と整合していない。【監査の結果（３）①】
→令和４年度から適正に処理する。
- ・ 規則第１４条第１項に定める実績報告書を審査・調査し、交付決定内容及び条件に適合すると認める手続きがされてない。【監査の結果（４）】
→令和４年度から規則に基づき、適正に処理する。

令和3年度定期監査の結果を参考として講じた措置

部課名：教育委員会 子ども発達支援センター

1 留萌南部地域幼児療育推進協議会運営費補助金

- ・補助金の交付決定について、留萌市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第5条に定める「申請書類の審査及び内容調査により交付を認めた」とする決定がされていない。【監査の結果（1）①】

令和3年度から、留萌南部地域幼児療育推進協議会運営費負担金となったため、補助金としての改善措置の対象ではなくなった。

- ・事業完了前に補助金を交付しているが、規則第14条第2項の交付は市長の特認が前提であって、決定書等による特認の決定手続きが必要と思われる。概算交付が必須であれば、あらかじめ要綱等に定めておくことを検討されたい。
【監査の結果（1）①】

令和3年度から、留萌南部地域幼児療育推進協議会運営費負担金となったため、補助金としての改善措置の対象ではなくなった。

実績報告書について【監査の結果（4）】

- ・報告日が事業年度を超えている。
- ・決定書の「決定権者」「起案責任者」「担当者」が市の肩書になっている。（報告者は協議会である）

令和3年度から、留萌南部地域幼児療育推進協議会運営費負担金となったため、補助金としての改善措置の対象ではなくなった。

- ・補助金額の確定について、規則第14条に定める、「実績報告書の審査」および「交付決定の内容・条件に適合するかの認否」についての手続きがされていない。
【監査の結果（4）】

令和3年度から、留萌南部地域幼児療育推進協議会運営費負担金となったため、補助金としての改善措置の対象ではなくなった。

- ・所管課で当該協議会事務局を担っているが、事務執行にあたり、「協議会事務局」と「留萌市発達支援センター」とが混在している。補助金を「交付する側」と「受領する側」としての事務の区分を明確にして執行されたい。
【監査の結果（6）】

令和3年度から、留萌南部地域幼児療育推進協議会運営費負担金となったため、補助金としての改善措置の対象ではなくなった。